

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について

町では町民の皆さんとともに、これまで様々な人権問題の解決を目指し、長年にわたり、分館人権学習会をはじめとした様々な取組を進めてきました。これまで学習会等へ参加いただいた皆さんからの意見等からも、町民の皆さんの人権意識は着実に高まってきていると感じております。しかし、残念ながら全国的には、様々な差別事象が後を絶ちません。特に日本固有の差別問題である部落差別についても、インターネット上での差別を助長する卑劣な誹謗中傷、差別用語やハガキなどによる差別行為、身元調査等、今も差別は続いています。

このような状況の中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月9日に成立しました。この法律は、現在もなお存在する部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したもので、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として教育啓発の推進や相談体制の充実を求めています。町では法律の趣旨を踏まえ、同和問題の解決のため国県等と連携しながら引き続き取り組んでまいります。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築いていきましょう。



## 平成30年度 佐久広域連合職員採用試験のお知らせ

- 試験区分および採用予定人員
 

消防職員	①初級	若干名
	②中級	若干名
	③上級	若干名
- 試験日（第一次） 9月16日(日) 初級 中級 上級
- 試験会場 佐久広域連合消防本部3階講堂
- 受付期間 7月17日(火)～8月13日(月) 必着
- 提出書類
  - ①試験申込書（本人記入のこと）
  - ②最終学校（卒業見込み）の学業成績証明書
  - ③受験資格に必要な免許等を有する者は免許証等の写し
- 試験申込書の交付
  - ・佐久広域連合事務局、佐久広域連合消防本部、最寄りの消防署で7月2日(月)から交付します。
  - ・郵送による請求は、宛先を明記した返信用封筒角2型（120円分の切手を貼付）を同封してください。
- 受験申込先 佐久広域連合消防本部  
〒385-0051 長野県佐久市中込2947番地
- お問合せ先 佐久広域連合消防本部総務課 電話 0267-64-0119



※詳細は、広域連合ホームページをご覧ください。